

武雄ブランド浸透事業支援業務委託仕様書

1 業務の名称

武雄ブランド浸透事業支援業務委託

2 委託期間

業務委託締結の日から令和2年3月31日まで

3 業務の背景及び趣旨

武雄市シティプロモーション室では、武雄市の新しいキャッチコピー「それ、武雄が始めます。」と武雄市ブランド公式ロゴのさらなる活用を推進している。

このキャッチコピーの趣旨に沿うように、市民自らが動き出し、市全体が一丸となってまちづくりを進めていけるような取り組みを行う。

また、令和2年3月に策定する「武雄市総合戦略」についても、市民の意見を聴取し策定への参考にしたい。

「市民とともにつくる」を基本に、武雄ブランドの浸透・活用を進めていく。

4 業務内容

市内外へ向けて、武雄市ブランドを広く浸透するための検討と実践を行うためのワークショップの運営を行う。また、ワークショップでは、武雄市総合戦略への意見聴取や全国に向けての武雄市の知名度向上への方策についても検討を行う。

なお、取り組み等の詳細は次のとおり。

(1) 武雄市ブランド浸透の取り組み

次の①、②の課題解決を目標にワークショップを行う。

① 「それ、〇〇が始めます。」の普及に関する取り組み

キャッチコピー「それ、武雄が始めます。」の「武雄」を個人名や団体名に置き換えて、何かを始める宣言や新しい取り組みなどの紹介に使用する活用方法を検討。また、それを広める手段についても検討する。

② 武雄市ブランド公式ロゴのデザインを利用した取り組み

公式ロゴのデザインを利用した商品制作を促す手段の検討や、デザインとしての幅広い活用方法を検討する。

(2) 武雄市総合戦略への意見聴取

令和2年3月に策定予定の武雄市総合戦略への参考となるような意見を集約する。

「武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）」と国からの基本方針を基に、新しい「総合戦略」を策定する。ワークショップ参加者からは、その総合戦略の素案を題材に、市民目線での意見を聴取する。

(3) 武雄市の認知度向上への取り組み

武雄市の名を全国に広めるための方策・手段を検討する。

(4) ワークショップについて

上記(1)(2)(3)の取り組みを行うため、市民参加型のワークショップを実施する。

① ワークショップの運営

ワークショップの運営はすべて受託者が行うものとする。

ワークショップで利用する情報(統計データ)の整理や提供なども受託者が行う。

ただし、市役所のみが取得できる情報についてはこの限りではない。

② ワークショップ参加者

ワークショップのメンバーには武雄市民を参加させることとするが、課題解決のために専門家などの参加が効果的と考える場合は市と協議の上で決定する。

- ・ワークショップにおけるファシリテーターや講師の謝礼などの経費は、委託料に含める。また、ファシリテーターについては、候補者を受託者で選任し、市と協議の上で決定する。
- ・市の施設、備品などは可能な範囲で使用することができる。ただし、ワークショップ運営に必要な消耗品などの経費は委託料に含める。

5 成果品

(1) ワークショップ報告書(A4判)

(2) 各種調査・分析等の結果及びその関係資料

(3) 電子媒体((1)(2)をワード又はエクセル等で作成したもの)

※報告書には、調査・検討したデータや「それ、〇〇が始めます。」の事例のほか、公式ロゴデザインを利用した商品事例など市内での動きもまとめて報告すること。

6 業務担当者及び業務管理

(1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。

(2) 業務監督者は業務全般に渡り、技術的管理を行うものとする。

(3) 受託者は、常に市担当者との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

7 委託業務の実施体制

受託者において、4(1)～(4)の業務内容を実施するものとする。

8 その他留意事項

(1) 成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) 業務のために収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合は別途協議するものとする。

(4) 本仕様書に明記のない事項その他不明な点については、担当部署と協議の上、決定する。

(5) 委託業務に係る経費について、委託者が執行状況に関して領収書等の開示を求めた場合、受託者は開示に応じるものとする。

9 個人情報の取扱い

発注者及び受託者は個人情報の取り扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

- (1) 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- (2) 受託者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合も含む）した後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- (4) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
- (5) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。
- (7) 受託者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生又は発生のおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (8) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合も含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去を指示した時は当該指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受託者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

10 担当部署

武雄市企画部広報課 担当：古賀

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

TEL 0954-23-9121 FAX 0954-23-3816（代表）